

令和7年 下呂市農業委員会第7回総会議事録

開催日時	令和7年7月3日 14:00～16:00
開催場所	萩原農事センター 1階会議室
出席委員	1 番 山下 康子 2 番 上野 耕正 3 番 大森 公治 (推) 4 番 嶋田 浩 5 番 熊崎 みどり 6 番 中島 義彦 7 番 林 忠助 8 番 中川 元宏 (推) 9 番 中川 輝男 (推) 10 番 田中 覚章 (推) 12 番 小林 寿 15 番 中島 尊治 17 番 中島 次郎 (推) 19 番 熊崎 徹 (推) 20 番 中桐 由起子 (推) 21 番 金森 茂俊 22 番 中島 義雄 23 番 中島 悠 24 番 日下部 道男 (推) 25 番 井戸 克彦 (推) 26 番 杉山 裕 (推)
欠席委員	11 番 二村 昭司 13 番 川口 太三 (推) 16 番 福井 順也 18 番 二村 正明 (推)
議事日程	第1 会長あいさつ 第2 議事録署名者 第3 議事 議事 27 号 農地法第3条の規定による許可申請について 議事 28 号 農地法第4条の規定による許可申請について 議事 29 号 農地法第5条の規定による許可申請について 議事 30 号 下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱の一部改正について 議事 31 号 下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会設置要綱の制定について 議事 32 号 下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について 議事 33 号 下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について 議事 34 号 下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について 第4 その他
事務局長	開催に先立ち、農業委員会法に基づき、全農業委員数13名、本日の出席数11名で定足数を満たしておりますので、本会議が成立することを申し添えます。 ただ今から第7回農業委員会を開催いたします。
会 長	【会長あいさつ】
会 長	それでは只今から審議に入らせていただきます。 審議に先立ちまして、本日の議事録署名委員を指名いたします。 12 番 小林 寿 委員 15 番 中島 尊治 委員 をお願いいたします。
会 長	議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について別紙のとおり承認申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。 議案の2ページをお開きください。

会 長 農地法第3条申請2件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局 議案第27号 農地法第3条の規定による許可申請について説明いたします。今回の申請内容については、有償による所有権移転が2件提出されています。

番号1については農振農用地ではありません。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。

番号2については農振農用地ではありません。
全部耕作条件・常時従事要件ともに問題ありません。周辺の面的な利用は問題なく、地域計画対象農地ではありません。

以上、農地法第3条申請について審議をお願い致します。

10番 1番について説明します。場所は***の北側50mの土地です。譲受人は隣接する家屋を購入しています。周辺農地を耕作したいとのことですので問題ありません。

15番 2番について説明します。場所は***から東に300mくらいの土地です。譲受人は近隣の方で、農地を管理されるとの事ですので、問題ありません。

会 長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第3条許可申請2件について、許可することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、許可することに決定いたします。

会 長 議案第28号 農地法第4条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の3ページをお開きください。

会 長 農地法第4条許可申請7件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局	<p>議案第28号農地法第4条の規定による許可申請について説明させていただきます。今回の申請内容については、貸駐車場への転用が1件、一般個人住宅への転用が6件、面積については田1,647㎡、畑625.91㎡です。</p> <p>番号1については、申請地を一般個人住宅の倉庫及び庭園として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号2については、申請地を一般個人住宅の進入路と車庫及び駐車場として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に萩原振興事務所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>
事務局	<p>番号3については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めめるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号4については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めめるものです。申請地は、300m以内に下呂市役所 竹原出張所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号5については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めめるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p>
事務局	<p>番号6については、申請地を一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めめるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>番号7については、申請地を貸駐車場として利用したいため、転用許可を求めめるものです。申請地は、都市計画法の用途地域が定められていることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われます。なお、この申請については申請人から始末書が添付されている追認案件となります。</p> <p>以上、農地法第4条申請について審議をお願い致します。</p>
5番	<p>1番について説明します。場所は***のすぐ横になります。周辺には宅地が多く、問題ありません。</p>
6番	<p>2番について説明します。場所は***から北へ100m付近の場所です。昔からこのような状態で、本人も農地ということを知っていない状況で、やむを得ない状況であり、問題ありません。</p>

9番 3番について説明します。場所は***から西へ200m付近です。数十年前に家を建てて、このような状況になっています。今回追認案件で申請しており、問題ありません。

15番 4番について説明します。場所は***から100m付近です。相続の時に申請地が農地ということに気付いたということです。特に問題ありません。

17番 5番について説明します。場所は***から南へ100mほどの場所です。空き家になり、土地を確認していたところ、農地ということに気付いたとのこと。問題ありません。

事務局 6番について説明します。場所は***の付近です。相続登記をしたところ、宅地周辺が農地であることに気付いたとのこと。周辺に農地は無いため、問題ありません。

事務局 7番について説明します。場所は***から北へ100mほどの場所です。貸駐車場として利用したいとのこと。周囲に農地はないため、問題ありません。

会長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会長 追認案件が多いが、市民に農地法の周知が必要ではないか

事務局 農業委員会だよりには掲載しています。自分の土地の地目を気にしていない方が多いです。今から建てられる方については、パトロール等で確認できるが、過去に建てられた件については、昭和50年以前の許可が県も市も把握できていないため、一斉に摘発することはできないのが現状です。

会長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第4条許可申請7件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会長 ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会長 議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について別紙のとおり許可申請書が提出されましたので意見を決定したく提案いたします。
議案の6ページをお開きください。

会長 農地法第5条許可申請8件につきまして、事務局および担当委員より状況説明をお願いいたします。

事務局

議案第29号 農地法第5条の規定による許可申請について説明いたします。
今回の申請内容については、一般個人住宅への転用が7件、土砂等採取用地への転用が1件、面積については田3,677㎡、畑3,110㎡です。

番号1については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR飛騨小坂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

す。番号2については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

事務局

す。番号3については、申請地を借り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内にJR上呂駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。番号4については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の進入路として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、500m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地はないことから、問題は無いと思われま

す。番号5については、申請地を譲り受け、一般個人住宅の倉庫として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、500m以内にJR飛騨萩原駅があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

事務局

す。番号6については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、中山間地域等の未整備の小規模農地であることから、第2種農地に該当すると判断され、代替地はありません。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地の同意は得られていることから、問題は無いと思われま

す。番号7については、申請地を借り受け、砂利採取用地として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は特定土地改良事業等施行区域内の農振農用地であるが、一時転用であることから、第1種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

す。番号8については、申請地を譲り受け、一般個人住宅として利用したいため、転用許可を求めるものです。申請地は、300m以内に下呂市役所 竹原出張所があることから、第3種農地に該当すると判断されます。一般基準として転用の確実性が認められ、隣接する農地は申請者のものであることから、問題は無いと思われま

以上、農地法第5条申請について審議をお願い致します。

1番

1番について説明します。場所は***の近くです。周辺に農地もなく、問題ありません。

4番 2番について説明します。宅地として利用したいとのこと。周辺は耕作されている農地も少なく、問題ないと思われま

5番 3番について説明します。場所は***のすぐ裏の土地です。宅地として利用したいとのことですが周辺に農地はなく、問題ありません。

9番 4番と5番は関連がありますので、一緒に説明します。4番と5番の案件は昔に土地の交換をしたものです。当時、5条申請をしておらず、今回申請をしたもので、問題ありません。

10番 6番について説明します。場所は***から東へ40mほどの場所です。親子で土地の贈与し、住宅を建築をするものです。問題ありません。

12番 7番について説明します。場所は***から南に1キロほどの場所です。砂利採取を行い、農地に戻す一時転用であり、問題ありません。

15番 8番について説明します。場所は***の東側150mほどの場所です。申請地は耕作されておらず、有効に活用されると考えられます。特に問題ありません。

会 長 状況説明が終了いたしました。こちらの案件につきまして、ご意見、ご質問がございましたらお願いいたします

会 長 ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。農地法第5条許可申請8件について「許可相当」と意見を付することにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長 ご異議ないものと認め、「許可相当」と県へ進達いたします。

会 長 議案第30号 下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱の一部改正について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局	議案第30号 下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱の一部改正について説明させていただきます。農業委員会の改選において、市は候補者を下呂市農業委員候補者等評価委員会にかけて評価を求めとなっておりますが、この評価委員会の設置要綱について一部改正いたします。まず2条においては候補者の評価にあたり活動歴を審査するとありますが、これを提出された書類を審査すると改正します。次に6条において除斥要件、つまり立候補者や推薦者およびその家族などの利害関係のある者にたいして議事参与を制限する項目がなかったため、これを追加します。あわせて、改正前の6条については上位法となる下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則や、この要綱の第2条にも規定されているため削除します。7条においては、会議の非公開とすることを定めます。最後に10条において、庶務を農業委員会事務局が行うことを定めます。以上で下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱の一部改正についての議案説明を終わります。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	応募者が定数を超えていなくても評価委員会は行うのか
事務局	評価委員会は候補者を選定する会では無いため、定数を超えていなくても開催します。
19番	今後のスケジュールを教えてください
事務局	9月議会で議会の同意を得る必要があるため、8月5日頃までに評価委員会を開催します。本日要綱等を改正して、議決されれば本日から公布となり、評価委員会の準備を進めます。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱の一部改正について、原案の通り決めるにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、要綱を一部改正致します。
会 長	議案第31号 下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会設置要綱の制定について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第31号 下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会設置要綱の制定について説明させていただきます。これまで農業委員会の改選において、農業委員の評価については既に下呂市農業委員候補者等評価委員会設置要綱が定められていますが、農地利用最適化推進委員の委嘱については評価委員会の設置が定められていませんでした。このことについて、推進委員の候補者等を評価し農業委員会会長に意見を報告するため、下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会を設置したいため要綱制定を行います。内容については農業委員の評価委員会と同じ内容となっておりますが、異なる部分としては、構成員である下呂市認定農業者協議会の代表者については、農業委員候補者等評価委員会と同日に開催が行われた場合は、推進委員の評価委員会については日当を支払わないという点です。以上で下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会設置要綱の制定についての議案説明を終わります。

会 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会設置要綱の制定について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、要綱を制定いたします。

会 長

議案第32号 下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。

事務局

議案第32号 農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について説明させていただきます。下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則において、これまで候補者の評価は農業委員会総会において行うとありましたが、下呂市農地利用最適化推進委員候補者等評価委員会の設置要綱が認められたことから評価委員会に評価を求めることとしたいため改正を行います。9月総会で農地利用最適化推進委員を決定し、10月総会で委嘱する予定です。下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正についての議案説明を終わります。

会 長

ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長

ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。
下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則の一部改正について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。

【挙手全員】

会 長

ご異議ないものと認め、要綱を一部改正いたします。

会 長	議案第33号 下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第33号 下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について説明させていただきます。下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則および、下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条に規定する推薦及び募集の地区の区域、定員はについては内規が定められています。これまでの改選の際に都度内規が改正されて現在の状態にあります。今回の内規改正においてはエリアに対して1名の委員が配置されることを基本とし、「応募者の状況に応じて、会長が認めた場合には区域の統合を行うことができる。」という文言を追加することで、改選の都度内規の改正を行わなくても良いよう改正します。なお、当該内規は下呂市農業委員会候補者等評価委員会における内規とし、一般の者に公表を行う予定はありません。以上で下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正についての議案説明を終わります。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。
会 長	委員の担当エリアにバラツキがあるということは無いか
事務局	現地の状況等を考慮しながら、エリアの見直しは今後行います。いつでもご意見をいただければと思います。
会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 下呂市農業委員会の委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
	【挙手全員】
会 長	ご異議ないものと認め、内規を改正いたします。
会 長	議案第34号 下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について意見を決定したく提案いたします。事務局説明をお願いします。
事務局	議案第34号 下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について説明させていただきます。農地利用最適化推進委員の選任に関しましても、現在1つのエリアで定員2人となっているところをエリア毎に1人に改正するものです。推進委員については中立委員はいませんので、中立委員に関する記述はありません。応募者の状況に応じて会長が認めた場合には区域の統合をすることができるよう改正するものです。
会 長	ただいまの案件についてご意見、ご質問がございましたらお願いいたします。

会 長	ご意見、ご質問がないようですので裁決を取ります。 下呂市農業委員会の農地利用最適化推進委員の選任に関する規則第2条に関する内規の改正について、原案の通り決するにご異議ない方の挙手を求めます。
会 長	ご異議ないものと認め、内規を改正いたします。
会 長	以上で本日の案件は全て終了となります。その他何かありましたらご意見伺います。
会 長	以上をもちまして、第7回 下呂市農業委員会を閉会します。 16時00分閉会
	※総会終了後、農地利用最適化推進会議を行った
	本日の会議につき、相違ないことの証に署名する。
	下呂市農業委員会
	番
	番